

連絡先：〒400-0074
山梨県甲府市千塚3-9-3 ルネマンション千塚1-C
電話：055-240-0248 FAX：055-240-0250
URL：https://sr-okajimusho.jp

社労士法人 岡事務所便り

労働保険の電子申請を行ってみませんか？

令和8年度労働保険の年度更新期間は、6月1日（月）～7月10日（金）です。厚生労働省の「労働保険の電子申請に関する特設サイト」では、手続きを電子申請で行うメリット等を紹介しています。

◆メリット1：スピード申請

電子申請では大量の申請書類も簡単に短時間で記入でき、前年度の情報を取り込むことができるので、入力チェック機能や自動計算機能があるため記入漏れやミスを防げます。

◆メリット2：いつでもどこでも手続き可能！

自宅やオフィスで、24時間365日、申請や届出ができます。

◆メリット3：無駄な時間・コストの削減

申請・届出用紙の入手が不要なため、窓口で並ぶ時間や移動費などを削減でき、担当者の業務改善に繋がります。

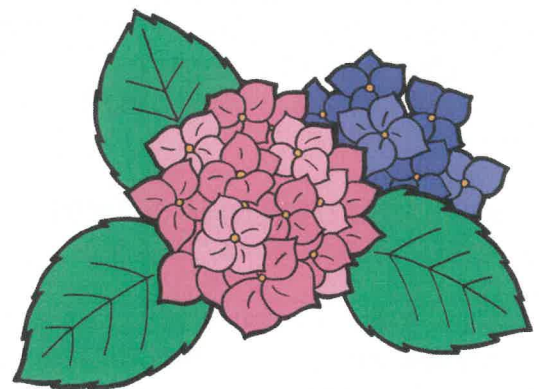
◆電子申請の進め方

まず、電子証明書またはGビズIDを取得して、パソコンの環境設定を行う必要があります。なお、電子証明書の種類によっては手数料がかかりますが、マイナンバーカードやGビズIDを利用する場合は、手数料がかかりません。

次に、「e-Gov 電子申請」から手続きを検索して申請を行います。API対応の労務管理ソフトを利用している場合は、ソフト上で入力したデータをそのまま申請に利用することができます。

◆アドバイザーによる無料サポート

「電子申請未利用事業場アドバイザー事業」では、労働保険の電子申請に関する不安や不満について電話やオンラインで対応、また、アドバイザーが直接訪



問（要予約）して初期設定のサポートも実施しています。

この機会に電子申請を行ってみてはいかがでしょうか。

【参考】

労働保険年度更新に係るお知らせ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

労働保険の電子申請に関する特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

「社会保険適用拡大特設サイト」がリニューアルされました

厚生労働省は4月1日、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大について情報提供を行う「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアルしました。令和7年年金制度改正の内容を反映したもので、リニューアルしたサイトを活用し、制度への理解促進を一層図っていくとしています。

◆スケジュール

社会保険の適用拡大は段階的に設定されており、対象企業は従業員数に応じて次のように拡大していきます。

51人以上：適用済み

36～50人：令和9年10月施行

21～35人：令和11年10月施行

11～20人：令和14年10月施行

10人以下：令和17年10月施行

また、従業員に関する要件は、令和8年10月以降「所定内賃金が月額8.8万円以上」という要件が撤廃され、「週所定労働時間20時間以上」で「学生でない」パート・アルバイト等の短時間労働者は、加入対象となります。

◆実務担当者および従業員向けの広報資料を刷新

対象別のニーズに合わせたコンテンツが大幅に改修されました。

・事業主・人事労務担当者向け

社内準備を支援する「社会保険適用拡大ガイドブック」や「社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？手引き」、最新の周知用チラシなどが掲載されています。

・従業員向け

加入メリットを解説するチラシや「社会保険加入を考える3ステップ」、QA集が用意されています。また、将来の年金額を試算できる「公的年金シミュレーター」も利用可能です。

・社会保険適用拡大に関する解説動画

制度の趣旨を迅速に理解できるよう、ショート動画や5分動画が新たに整備されました。

【参考】

社会保険適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアル

https://www.mhlw.go.jp/stf/tekiyoukakudai_00005.html

6月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで>
[労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

～当事務所よりひと言～

前述の通り、労働保険の年度更新手続が6月1日(月)～7月10日(金)の間で行われます。

労働保険とは、雇用保険と労災保険を総称しての呼び名です。

雇用保険は、週20時間以上働く人を対象とした失業等に対応した保険で、資格取得手続きをとった労働者が対象となり、労災保険とは、賃金を支払ったすべての労働者(パートタイマー、アルバイト等を含む)が対象となり、労働災害、通勤災害に対して支給される保険です。

労働保険料計算のためには、昨年の4月から今年3月までに支払った賃金の台帳が必要になります。

5月末には、山梨労働局より、各事業所宛に労働保険の申告書(緑色の角2大の封筒と、建設関係の事業所には青色の角2大の封筒)が郵送されてまいります。

その封筒と、賃金台帳をお預かりに上がりますので、くれぐれもよろしくお願ひいたします。

この手続が終わる頃には、1年間の社会保険料を決める算定基礎届(標準報酬定時決定)の時期になり、私たち社労士にとっての最繁忙期に突入いたします。

当事務所では、ほとんど全ての手続を電子申請で行っています。正確・迅速をモットーに手続を行ってまいりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

岡